

城北会場

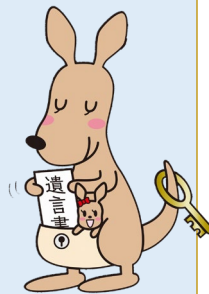
東京法務局一斉 「相続・遺言」相談会



不動産登記推進イ
メージキャラクター
「トウキツネ」

司法書士による**無料相談会**を行います。
この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の
保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

**注）申請書等の作成・チェックは行うことができませんのであらか
じめご了承ください。**



遺言書ほかんガルー

具体的な相談例は、裏面をご覧ください。

開催日

令和8年6月12日(金)

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

相談会時間：午後1時～午後5時

(定員16組 各相談時間20分)

会場

東京法務局城北出張所4階会議室

住所：東京都葛飾区小菅4丁目20番24号

予約受付
締切

令和8年6月11日(木)午後5時まで(土日祝日を除く)

※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

■ 東京法務局城北出張所
(予約受付は、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))

■ TEL 03-3603-4305

※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

相談例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？



エコソウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで良いの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？